

都道府県税課関係説明資料

平成26年1月31日（金）

目 次

地方法人課税	1
車体課税	4

地方法人課税

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分に相当する規模の国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

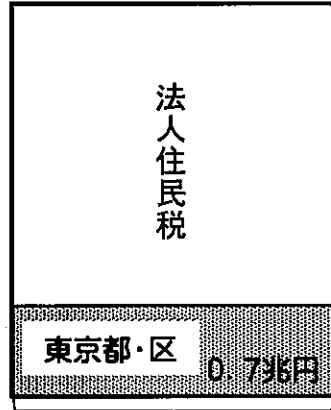
[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

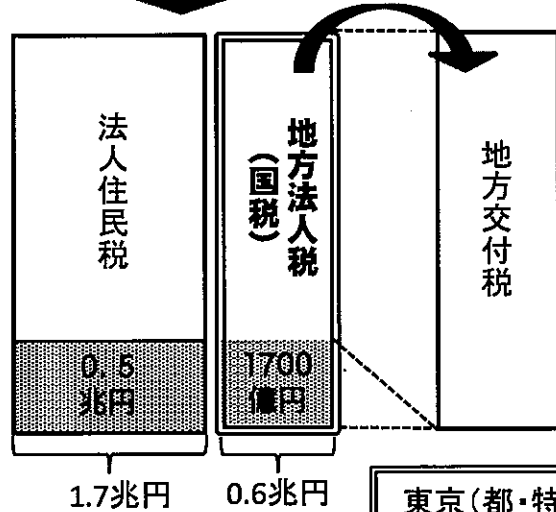
法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し(案)

法人住民税の交付税原資化

※ H19~23年度の5年決算平均ベース



(改正案)

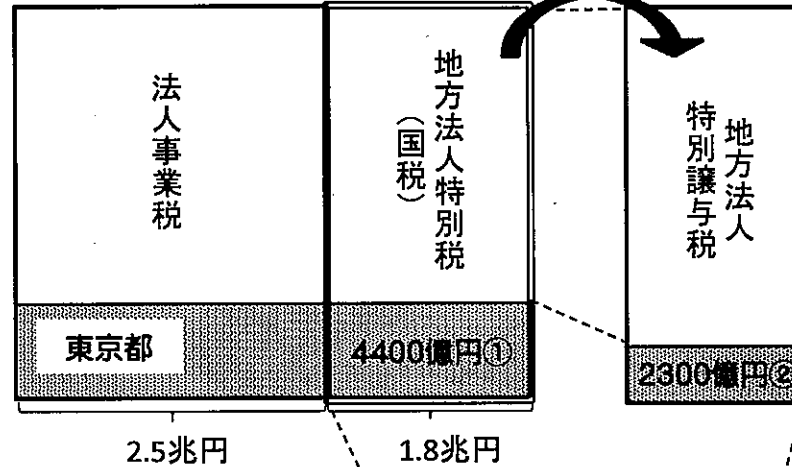


東京(都・特別区)影響額

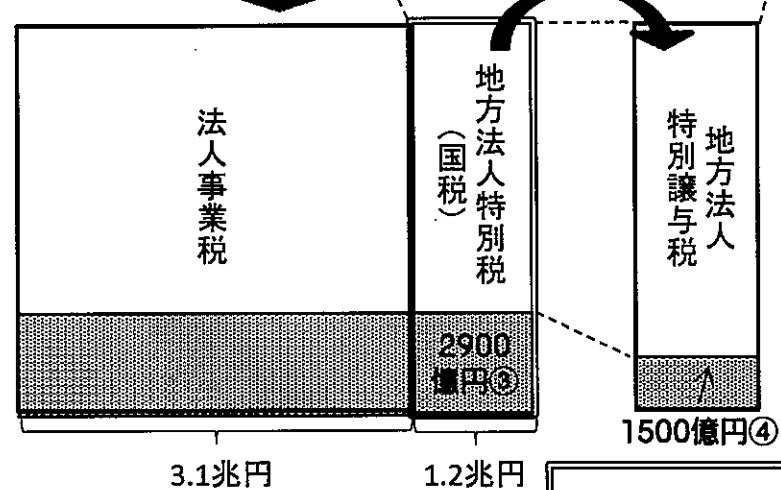
△1,700億円

地方法人特別税・譲与税

※ 創設時想定、22、23年度の3年平均ベース



(改正案)



① - ② =
△2100億円

③ - ④ =
△1400億円

東京(都・特別区)影響額

+700億円

車 体 課 税

抜本改革法、平成25年度与党税制改正大綱、民間投資活性化等のための税制改正大綱

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

○ 平成25年度与党税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

(ロ) 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

○ 民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成25年10月1日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 基本的考え方

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第7条第1号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な税源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

自動車関係税制のあり方に関する検討会

1. 趣旨

平成25年度与党税制改正大綱において示された自動車関係税制の見直しに関し、地方財政審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、平成26年度税制改正に向けて、専門的検討を行う。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員）

神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

（特別委員）

上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
大塚 直	早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵	税理士・キヤノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授
佐藤 英明	慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
宗田 友子	東京都主税局総務部長
鈴木 栄	横浜市財政局主税部長

※ 平成25年 5月31日 第1回開催、6月27日 第2回開催、7月12日 第3回開催、
7月26日 第4回開催、8月30日 第5回開催、9月13日 第6回開催、
9月27日 第7回開催、10月4日 第8回開催、10月17日 第9回開催
10月31日 第10回（最終回）開催

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について(概要)

平成25年11月

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめ。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A～案Cの3例、課税の方法について案1～案3の3例の選択肢を提示。

①課税のタイミング

案A:自動車登録期間全体

案B:取得から最初の継続検査までの3年度間

案C:購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施 又は
環境性能割を導入

②課税の方法

案1:現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税

案2:現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税

案3:燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとして課税

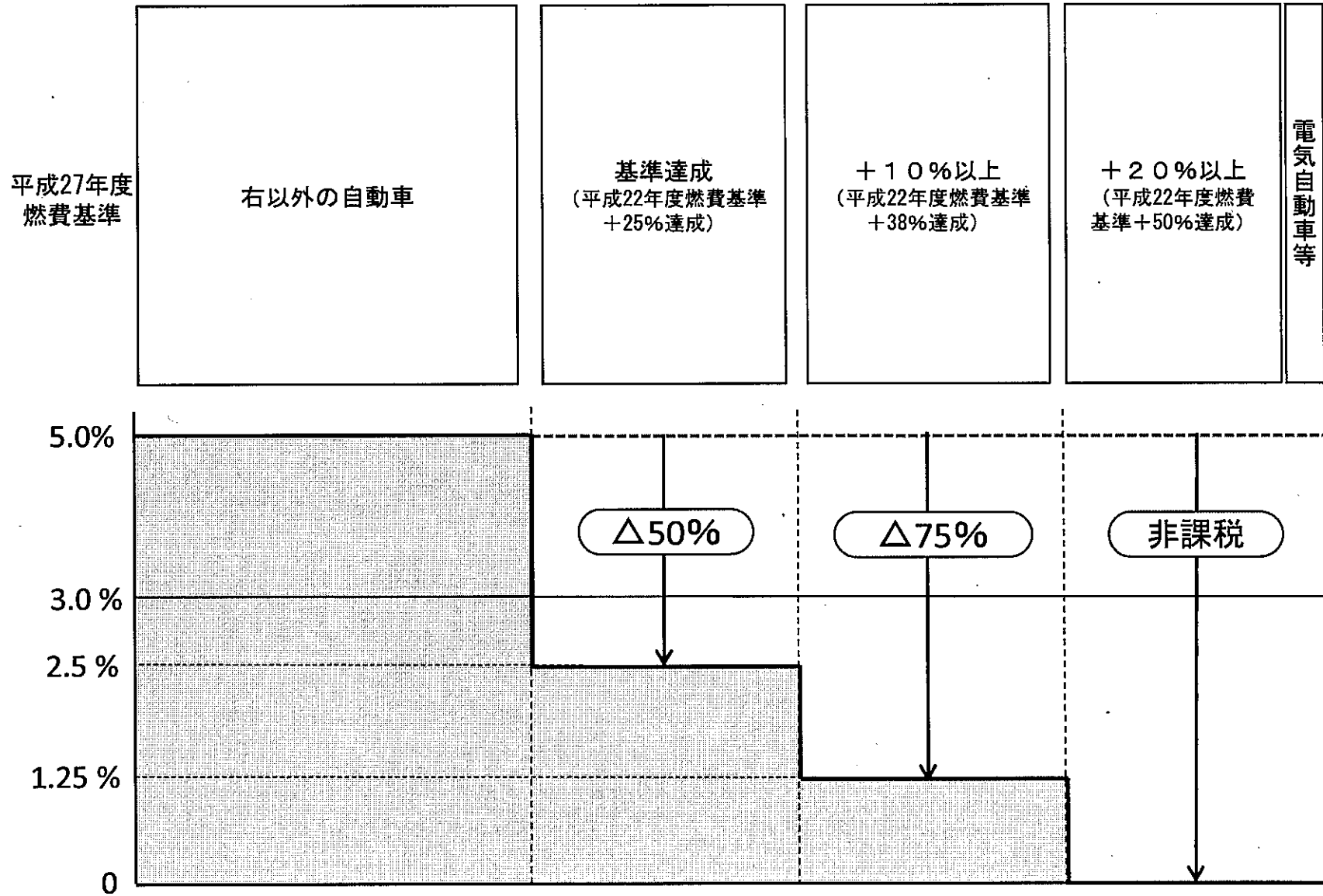
【その他車体課税における課題(代替税源の確保等)への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差(現状3倍程度)の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化 等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入 等

自動車取得税におけるエコカー減税



(注) 「電気自動車等」は、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）である。

自動車税におけるグリーン化特例

適用期限
平成26年3月31日

□ 軽課

対 象 車	内 容
電気自動車等	税率を概ね50%軽減 (新車新規登録の翌年度1年間) (税率(例) 1,500cc~2,000cc : 39,500円 2,000cc~2,500cc : 45,000円)
H27年度燃費基準+20%達成 (※H22年度燃費基準+50%達成)	
H27年度燃費基準+10%達成 (※H22年度燃費基準+38%達成)	
H27年度燃費基準達成 (※H22年度燃費基準+25%達成)	税率を概ね25%軽減 (新車新規登録の翌年度1年間)

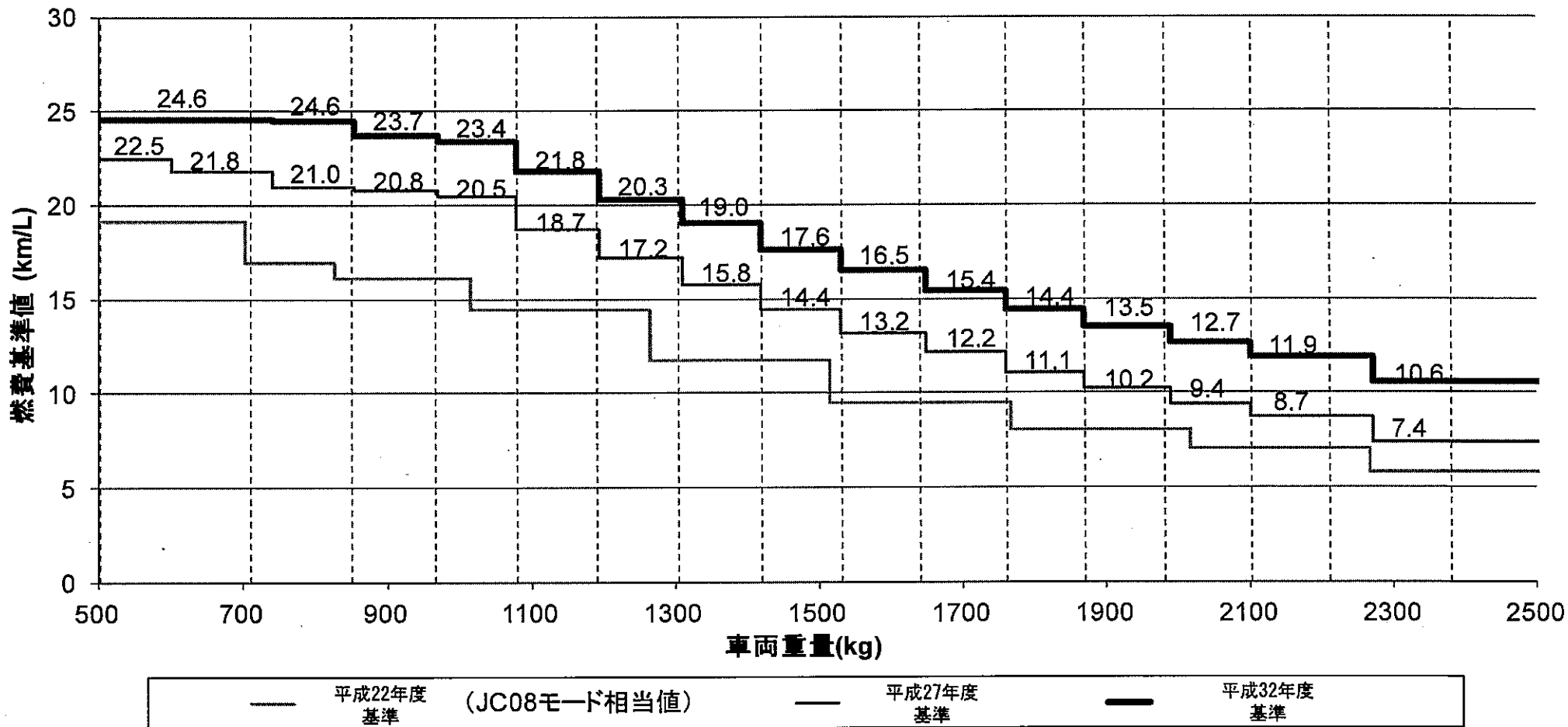
□ 重課

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね10%重課(毎年)
新車新規登録から13年を超えているガソリン車(又はLPG車)	

注：重課の対象車に関し、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

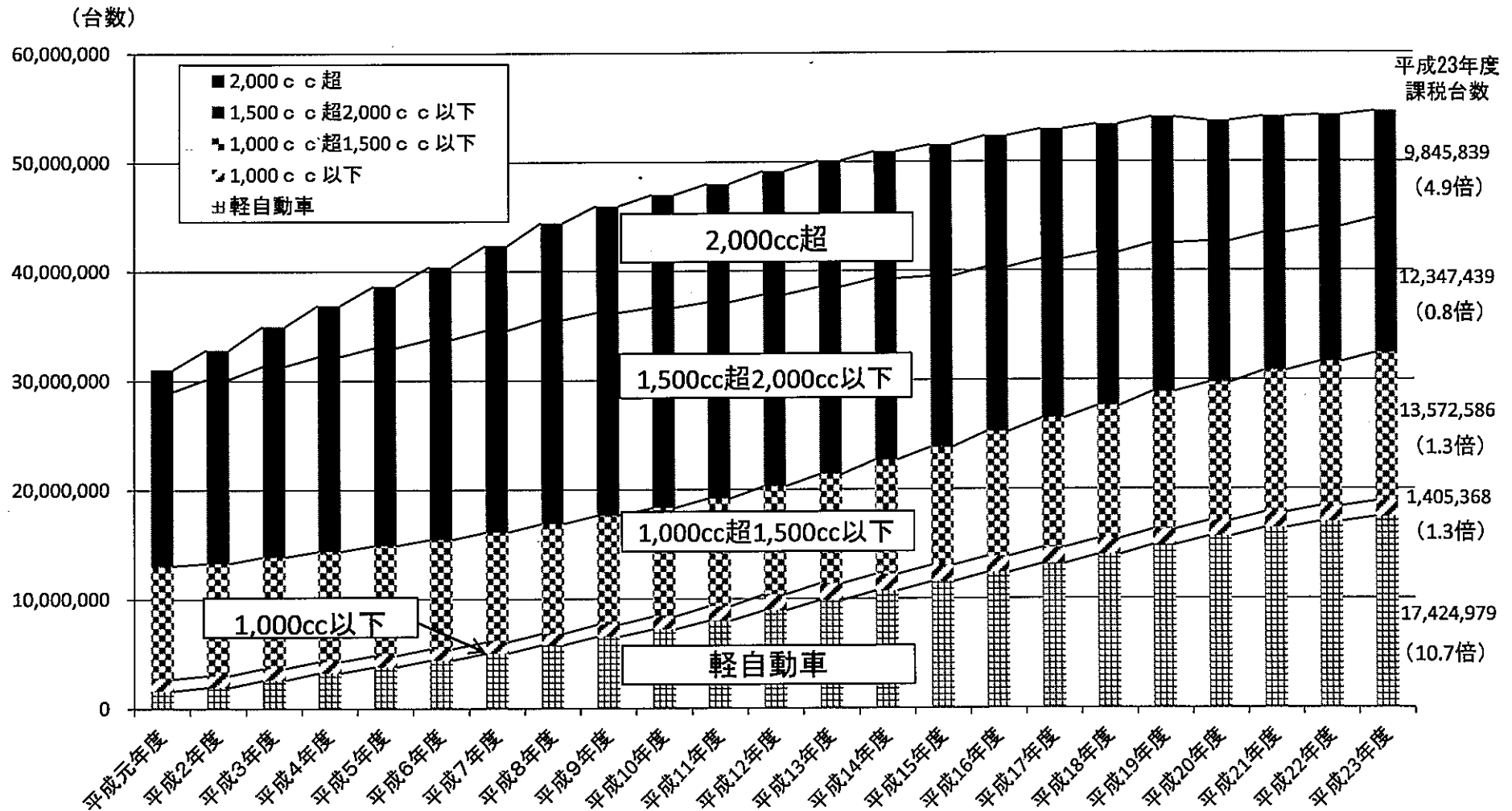
乗用車燃費基準

平成27年度燃費基準：平成27年度までに達成することが求められている基準



乗用車における課税台数の推移

- 平成23年度の課税台数総数は平成元年度の1.8倍
- 軽自動車(10.7倍)、1,000cc~1,500cc(1.3倍)は増加、1,500cc~2,000cc(0.8倍)は減少



注 課税台数は、各年度の道府県税課税状況調及び市町村税課税状況調による。

車体課税検討のポイント

1. 中長期的に地方の財政に影響を及ぼさないものであること
2. 税制によるグリーン化機能を維持・強化するものであること
3. 適切な負担水準であること
4. 車体課税における各制度間の均衡がとれたものであること
 - (1) 自動車税における新しい環境性能課税と現行のグリーン化特例の整合
 - (2) 自動車税における営業用自動車と自家用自動車の格差是正
 - (3) グリーン化特例を含めた、自動車税と軽自動車税との間の均衡
5. 消費税の税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減対策及び移行の円滑化
 - (1) 消費税8%時の自動車取得税及び自動車税・軽自動車税の在り方
 - (2) 平成26年3月までとなっている自動車税のグリーン化特例の平成26年4月から平成27年10月までの在り方
 - (3) 平成27年3月までとなっている自動車取得税のエコカー減税の在り方

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号カの規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。

その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

自動車取得税の消費税率8%段階での見直し（案）

1 自動車取得税の税率（平成26年4月～平成27年9月）

区 分	現 行	
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	➔
営業用自動車・軽自動車	3%	
		平成26年4月～
		3%
		2%

2 エコカー減税適用区分

〔現 行〕

〔H26.4～H27.3〕

(例) 乗用車

対 象 車	内 容	
電気自動車等	非課税	➔
H27年度燃費基準+20%達成		
H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	➔
H27年度燃費基準達成	50%軽減	
		内 容
		非課税
		80%軽減
		60%軽減

自動車税におけるグリーン化特例の見直し（案）

〔現 行〕

取得期間：H24. 4. 1～H26. 3. 31
 軽課年度：H25年度、H26年度（取得の翌年度分のみ）

対 象 車	内 容
電気自動車等	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

〔見直し案〕

取得期間：H26. 4. 1～H28. 3. 31
 軽課年度：H27年度、H28年度（取得の翌年度分のみ）

対 象 車	内 容
電気自動車等（※）	税率を概ね 75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準達成）	
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

※ クリーンディーゼル車を対象化

【軽課】

対象期間：H24. 4. 1～H26. 3. 31
 重課年度：H25年度、H26年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 10%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

対象期間：H26. 4. 1～H28. 3. 31
 重課年度：H27年度、H28年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 15%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※1 除外する自動車については現行どおり。
 ※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

【重課】

軽自動車税の見直し（案）

○ 原付（第444条第1項第1号）、軽二輪（第2号）及び小型二輪（第3号）

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ。

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400 円	3,600 円
小型二輪(250cc超)		4,000 円	6,000 円

○ 軽自動車及び小型特殊自動車（第2号）

① 平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ。

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

車種区分			標準税率		重課税率(②)
			現行	改正案(①)	
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
二輪(再掲)			2,400 円	3,600 円	—